

# 2009 春闘速報

2009 春季生活闘争札幌圏闘争委員会

2009年4月24日発 第12号発行責任者 伊藤正義 011-210-0505 Fax011-210-0

## 2009 春季生活闘争 札幌圏職業安定行政要請行動

# 都度連携協力の関係で！



都度連携協力を！

4月24日10時30分より中央区内三井生命札幌共同ビルにおいて札幌・札幌東・札幌北の3職業安定所に対して要請行動を実施しました。日常の相談業務や職場討論から生じた改善要望など、7項目について意見を交わした他、具体的事例を基にした、意見交換を行いました。実行委員会からは、札幌地区連合会林清治会長代行が冒頭の挨拶をし、激変の状況下における相互の協力について強調しました。札幌職業安定所柴田所長は日常的な協力連携の必要性を強調し、回答では7項目全てに対して回答説明を行いました。意見交換では、退職事由の課題や求人情報の精査について、詳細な事例を交え活発な議論が交わされました。回答内容は別紙の通りです。

～ 4/27 札幌圏 地場未解決組合 解決促進集会に参加しよう！ ～

# エルプラザホールから盛り上げよう！

### 【4/27 集会次第概要】

連合北海道からの挨拶 **連合北海道事務局長 村田仁** 様  
札幌圏特別課題報告

09 タクシー利用キャンペーン 全自交北海道地方連合会  
交通労連北海道地方総支部  
ハイ・タク部会

がんばろう！丸井今井 サービス・流通連合  
丸井今井労働組合札幌支部

2009 春闘札幌圏実行委員会報告と提起  
札幌地区連合会会長代行 林 清治  
札幌圏地場労働者・組合員報告 集会参加の皆さんから

4月27日18時20分から、札幌駅北口のエルプラザホールで、2009 春季生活闘争 札幌圏地場未解決組合解決促進集会を開催します。実行委員会では、同集会で今後の取り組み方針を提起するほか、札幌圏特別課題・スクラムRENGOの取り組み状況を **フロアー参加者からの報告アリ？** 当該組織組合員の参加を以って報告します。また、今回は幅広く市民等にも参加を呼びかけていることから、会場参加者からの報告も募る予定です。多くの市民と共に、地場景気を札幌圏連合組合員の団結で回復させて行きましょう。エルプラザに集合！

賃上げ情報を報告願います。FAX(011)210-0606 担当山本 功

## 2009春季生活闘争

### 2009年度札幌圏職業安定行政に関する要請行動 議事録

1. 申し入れ先：札幌公共職業安定所 札幌東公共職業安定所 札幌東北共職業安定所
2. 申し入れ日：2009年4月24日（金） 10時30分～
3. 実施場所：三井生命札幌共同ビル 8階 会議室 札幌市中央区北4条西5丁目
4. 出席者

#### (1) 労働基準監督署

札幌公共職業安定所	所 長	柴田光博
同	雇用開発部長	清野泰久
同	企画調整部門（統括）	安川裕彦
札幌東公共職業安定所	所 長	須藤敏博
同	雇用開発部長	箭原 等
同	企画調整部門（統括）	仲島則昭
札幌北公共職業安定所	雇用開発部長	斉藤洋悦
同	企画調整部門（統括）	桑原弘光

#### (2) 連合出席者

組織名	役職	氏名	所属産別組織	
			名 称	役 職
幌地区連合会	会 長 代 行	林 清治	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部	副執行委員長
石狩地域協議会 札幌地区連合会	副 事 務 局 長	山本 功	サービス連合	特別中央執行委員
札幌地区連合会	闘 争 委 員	鈴木久雄	全自交北海道地連	書記長
		新野勝昭	季節労働者組合札幌地区本部	事務局長
		川島宏司	全道庁労連札幌総支部	書記長
	組 織 部 次 長	工藤仁美	札幌地区ユニオン	特別執行委員
		安達信行	札幌地区ユニオン	特別執行委員

#### 5. 議事

- (1) 開 会           10時30分、札幌公共職業安定所 雇用開発部長 清野泰久より開会が宣言された。
- (2) 自己紹介       職業安定所より自己紹介があった。  
当初予定していた、札幌北公共職業安定所 岡田所長が所用により欠席となったとした。  
連合より自己紹介があった。当初予定していた、辻田副会長、荒井執行委員及び中野闘争委員が所用により欠席すると報告した。
- (3) 連合挨拶       林会長代行より挨拶がなされた。  
厳しい雇用情勢の中、雇用と生活安定のための制度・政策に目まぐるしい変化が

あり、事業者労働者ともに混乱をしている。その内容は正確に分析し、早急な是正が必要と挨拶した。

- (4) 要求書手交 林会長代行より札幌公共職業安定所柴田所長へ要請書が手交された。
- (5) 要請書趣旨説明 連合北海道石狩地域協議会・連合北海道札幌地区連合会副事務局長山本功より要請主旨について説明がなされた。

- (6) 札幌公共職業安定所 3所を代表して、札幌公共職業安定所柴田所長から挨拶がなされた。昨年10月にはじめられた恐慌は、百年に1度の恐慌であり日本全体が被害の渦中にあるといっても過言ではない。

北海道全体・札幌圏でも求人数が減少する中、求職者数は増加の一途であり、3所合計の仕事を探す方々は43千人にも上っている。

国家公務員純減計画の中計画通りに削減されている中でへの対応は大変に厳しいところではあるが、懸命な対応に努力するところである。

ただ、21年度補正予算の中では、体制強化が実現される見込みである。地域・皆さんとの連携や協力を改めて感謝を申し上げます。

- (7) 回答 3所を代表して、札幌公共職業安定所柴田所長から回答がなされた。

要請内容	回答
<p><b>1. 雇用保険について</b></p> <p>度重なる雇用保険法の改定や雇用保険未加入を原因とする労働者被害が多く寄せられています。労働者の最後のセーフティーネットであり適正な運営が必要と考えますが、取り急ぎ貴所において、以下の取組みを強化される様お願い申し上げます。</p> <p>(1) 離職票に記載する退職事由について 事業主と離職者の意見に相違がある場合、双方の事情聴取に加え、職場の就労実態を公正に検証し、適正な判断をなされるよう求めます。</p> <p>(2) 2年を超えて雇用保険未加入である労働者の救済措置と事業者への厳罰化 労働者に対する不利益が大きく、2年の救済措置のみでは十分な補償とはならない場合が大半です。防止に向けた厳罰制度、救済のための法制度を強く求める旨の上申を求めます。特に遡及加入時の保険料負担は労働者の負担分全てを事業主の負担とする制度改定が必要とすべく上申されるよう求めます。</p> <p>(3) 離職票の発給拒否について 在職中の労使関係を理由に離職票の発給を拒否する事業者について、善処を求める相談が多く寄せられます。離職票の遅延発給及び拒否は労働者にとって不利益が大きく当面の生活確保すら困難とする場合もあることから、予防も視野にいれた厳罰制度の設定を上申するよう求めます。</p> <p>(4) 特定受給資格者及び特定理由離職者に関する周知について 特定受給資格者及び特定理由離職者の要件と内容について事業者、労働者及び関係団体に徹底した周知を図られたい。</p> <p><b>2. 派遣労働の適正運用について</b></p>	<p><b>1. 雇用保険について</b></p> <p>雇用保険に関する法改正は従来からも確認されているが、大変に時間を要するものである。今回は、事態の深刻さに加え、連合をはじめとする民意の強い後押しもあり、スピーディーに実施されている。</p> <p>(1) 離職票の退職事由の確認はね窓口で慎重を期して実施しており、記載事由に対する意義の存否を必ず確認している。事業主の意見が不一致であれば、最後は客観的資料による判断をせざるを得ないので、異議があれば必ず窓口で申し立てをして欲しい。</p> <p>(2) 雇用保険法第14条第2項及び第22条第4項に基づき厳格に運用する。負担分についても法律に基づく労使折半を遵守せざるを得ない。申し出の内容は、上庁に上申する。</p> <p>(3) 離職票は、雇用喪失の翌日から10日以内に発給するのが定めであり、その定めに従い厳格に運用する。事例があれば直ぐに窓口で対応するので通報して欲しい。早急な是正を指導し、従わないのであれば、職権による発給も検討する。</p> <p>(4) 新制度ではあるが、窓口等で周知するほか、本省のHPでも紹介しているし、閲覧可能。また、道労働局では、地方自治体や関係団体に周知シマスコミなどの活用も行っている。確実な周知となるよう努めたい。</p> <p><b>2. 派遣労働の適正運用について</b></p> <p>本来は、北海道労働局の対応の課題ではあるが、労働者の窓口対応は各所であるので、しっかりと受け止めたい。</p> <p>(1) 北海道労働局では、労働者派遣・請負適正化セミナーを実施しているが、その中で指導するとし</p>

<p>労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の労働条件確保に向け以下の取り組みを強化し、推進されることを強く求めます。</p> <p>(1) 多重派遣の禁止と撲滅について 多重派遣につき、当該派遣労働者が適法な働き方として誤認することがトラブルの複雑化を助長する要因の一つとなっています。禁止撲滅に向けた周知徹底を受給調整事業との連携の下、強力的に推進されたい。</p> <p>(2) 直接雇用時の労働条件の不利益変更 派遣労働契約の期限越えに基づく直接雇用に際して、極端な労働条件低下を雇用契約に盛り込み、事実上の雇い止めを強要するケースが多発しています。法の趣旨に沿った運用を受給調整事業との連携の下、事業者に徹底して周知されたい。</p> <p>(3) 派遣先への指導強化について 過度な又は違法な派遣先の求めを原因とする労働者被害が、相談として寄せられています。派遣先への指導について受給調整事業との連携の下、強力的に推進されたい。</p>	<p>ているので、要請主旨を伝える。</p> <p>(2) 直接雇用は努力義務とされており、雇用の際の労働条件は個別契約の範疇との認識。但し、労働条件の提示の中で、全く異なる業種業務の提示は、不適切対応として是正対象となる。事例があれば、窓口または労働局担当に相談して欲しい、</p> <p>(3) 派遣先への指導は、北海道労働局担当により計画的な監督指導を実施すると聞いています。個別・集団の両面の取り組みとも聞いている。ハローワークの窓口で対応できないものは、労働局への対応とする。労働局・各担当との連携の下取り組みたい。要請の主旨については上申する。</p>
<p><b>3. 一般求人情報について</b></p> <p>一般求人誌及び新聞広告による求人につき、掲載時点において労働関係法に抵触する内容があります。また、過去に各種法令違反により掲載差し止めとなった事業者についても、担当者を変更するなどして再度掲載し、同様の法令違反を繰り返すケースが存在します。何れも労働者・求職者の被害は大きいことから、改善に向け以下の取り組みを強化し、推進されることを強く求めます。</p> <p>(1) 募集時の違法内容について 通報による是正可能を周知し、事業主・求人誌・新聞社に対して、適宜指導を強化されたい。</p> <p>(2) 掲載禁止事業者の追跡調査 一旦掲載を中止された事業者についてデータ管理し、その後の事業運営や求人活動について追跡調査を実施されたい。</p>	<p><b>3. 一般求人情報について</b></p> <p>一般求人誌は全国求人情報協会の自主的基準に則り運用するとしているが、内容は職安法47条に基づくものである。その意味では、法律違反の内容が確認できれば、局と共に指導を図る。また追跡調査については、事業者の管理と連携するものであるが、悪質事業者からの申し出である場合にあっては、違反がないかどうかを確認することが大事であると認識している。</p>
<p><b>4. 試用期間について</b></p> <p>求人内容に記載される「試用期間の就労」につき次の項目を改善すべく指導方をお願い致します。</p> <p>(1) 求人票における試用期間の有無の明示及び試用期間中の労働条件を明示することについて。</p> <p>(2) 採用時に試用期間中の労働条件を提示説明することについて。</p>	<p><b>4. 試用期間について</b></p> <p>全ての事業者に今回の要請内容にある事項について記載するよう説明している。募集時の条件について実態と齟齬がある場合は申し出て欲しい。調査の上、事業者の指導もありうる。</p>
<p><b>5. 就職困難者への対策について</b></p> <p>経済情勢の混乱に起因する、雇用環境・就労環境悪化により労働者の心の病が雇用形態を問わず急増し、長期の休職を余儀無くされ、強いては就職困難者としての位置づけを余儀無くされています。又、若年者についても、就労場所の激減により、技術取得の機会喪失や収入確保の途の遮断が多発し、世間との交流そのものが断たれ、程なく就職困難者として位置付けられるケースが増加しています。こ</p>	<p><b>5. 就職困難者への対策について</b></p> <p>(1) 労安法上は厳格な規定があり担当部署において取り組まれている。うつ病等の在職者支援については、職業リハビリティー支援の取り組みがあり、道内では、札幌サンブラザ内の機構が実施している。それらの取り組みと連携し要請主旨について取り組みたい。</p>

<p>れら就職困難者への対応は、自治体並びに地方労働行政の取り組むべき緊急重要案件であると考えますが、就労に関する情報を多岐にわたり所管するとの観点から、貴所におかれましては早急に以下の項目への善処をすべくお願い申し上げます。</p> <p>(1)うつ病による長期の職場離脱者についての職場復帰対策について 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知はもとより、職種・業種に合致した取組みについて研究し事業者・労働者へ周知を徹底されたい。</p> <p>(2)若年者の就労支援対策 就労先確保と職場への定着率向上は長期的視野をもったの施策が必要と考えます。 事業主、基礎自治体及び関係団体等によっては精力的に取り組む姿勢をもつところもありますが、貴所を中心とした、実効ある取り組みを図るようお願いいたします。</p>	<p>(2)若年者への取組みについては、H21年度北海道労働行政運営方針の重点課題として位置付けられている。</p> <p>3点の取組みが挙げられている。 フリーターの常用雇用化 ジョブクラブによるグループワーキング方式によって進められている。 ジョブカフェ 北海道との連携の下で実施している。 職業意識形成支援の取組みである。</p>
<p><b>6. 季節労働者の雇用安定対策について</b></p> <p>2007年8月31日に札幌市において「さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会」が発足し、全道各地区40ヶ所においても同様の協議会が発足しています。国と地方自治体の協働事業であり、地域諸団体で協議会を設置し、季節労働者の通年雇用促進(事業開拓と転職の双方向の取組み)を目的とするものです。貴所のご尽力もあり、着実な成果を確認するところでありますが、 現下の季節労働者の雇用と生活安定に向けては、以下の項目についても、早急に取り組むべきと考えます。貴所を中心とし、実効ある取り組みを図るようお願いいたします。</p> <p>(1) 石狩管内各地区の季節労働者通年雇用促進支援協議会の完全設置へ向け、関係自治体への協力体制を強化されたい。</p> <p>(2) 貴所内に季節労働者専用の窓口を設置されたい。</p> <p>(3) 雇用保険短期特例一時金支給日数につき50日とするよう国へ強く要望されたい。</p> <p>(4) 冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金制度の復元について国へ強く要望されたい。</p>	<p><b>6. 季節労働者の雇用安定対策について</b></p> <p>北海道の大きな政策課題である。 季節労働者は55年をピークに年々減少の傾向にはあるが、まだ多くの方々が季節労働者として営みを続けている。平成19年には、通年雇用促進支援事業に取り組む、改善に努めている。 その取組みの中では北海道や各都市とも連携を図っていることをご理解いただきたい。 季節労働者の方々への対応として、就職支援ナビゲーターを設置して対応に努めている。 特例一時金や冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金制度の件と併せて、申出の主旨を上庁に上申する。</p>
<p><b>7. 人員配置等の体制強化について</b></p> <p>札幌圏は、倒産件数の高値更新等、経済指標数値の悪化が常態化し、雇用関連数値もここ数年常に最悪な状況を更新しています。これに呼応し、労働関係法違反に該当する事案も多発する状況にあり、いわば、雇用に関する特例災害地ともいふべき状態です。一刻も早い労働市場の適正化に向けた特別措置が求められると考えます。 よって、現在多発する労働事件・相談の正確且つ迅速な解決を図るため、速やかに現行人員を補強する等の特別体制強化を図ることを求めます。</p>	<p><b>7. 人員配置等の体制強化について</b></p> <p>市場化テストや民営化への移行議論などが続いたが、21年度補正予算で増員が組み込まれた。各地域からの声が中央に届いたものと判断する。 要請内容について、上庁に上申する。引き続きの協力連携をお願いしたい。</p>

( 8 ) 意見交換 回答の後に、質疑意見交換がなされたが、内容は以下のとおり。

昨今、雇用保険に関する労働相談が急増している。多くは離職票の退職事由の内容に関する事項であるが、判断が、事業者側の意見に傾きすぎる傾向がある。そのようなことを踏まえ次の内容について検討してもらいたい。

労働者救済の観点からの対応を強化する。

加入要件を満たすにもかかわらず、未加入者が多い。事業者への周知を強化すべき。

雇用保険に関する遡及加入について周知を強めて欲しい。

季節労働者の短期特例一時金50日分の復活を強く上申して欲しい。

( 季節労働者札幌地区本部 新野事務局長 )

【回答】

労働者の立場を尊重する立場で聞き取りをしている。

ただ、「言った・言わない」の水掛け論的に状況への対応については、最終的に退職する際の状況を客観的に示すデータを集めて、丁寧な対応に努めるとしている。指摘の内容を下に、今後とも丁寧な対応となるよう努める。

雇用保険について、加入しなくても良いと思っている人は殆どいないと考えている。

短時間労働者や派遣労働者への対応が法改正を下に変わり、周知もされている。

未加入についての事例があれば報告通知して欲しい。

遡及に関するPRについては申出の内容を上申する。

季節労働者の課題については、申し出主旨を報告するが、財政的な面もあり現在通年雇用促進支援事業への転換にも取り組んでいることをご理解頂きたい。

離職票の異議申立に、本人との連絡不能を理由とした記載をして、申し立てをさせない工夫をする離職が散見される。本人の異議申し立てについて担保して欲しい。

助成金の円滑な受け入れを目的とした、退職事由の捏造・変造がある。本人の手下にくる離職票には、自己都合と記載されていても、実質は、助成金打ち切りを回避されるための虚偽である場合が大半。この件を念頭に対処して欲しい。

トライアル雇用などの諸制度と試用期間を合体させた、募集行為について相談があり、労働者被害も確認されている。対応方をお願いしたい。

( 札幌地区ユニオン 工藤仁美 )

【回答】

本人との連絡が取れない場合、離職票を早く出すことを念頭に作業を進めていると考えられます。窓口では、退職事由について必ず本人の意向を確認することとしています。退職事由欄に記載のある無しに関わらず確認することとしています。

助成金の件について、企業によっては継続受給を念頭にしている処もあると考えられるが、窓口担当者は、企業助成金の受給状況を知り得る立場に無いことから、企業に対する先入観は持っていない。

ただ、指摘された事案があるのであれば都度の対応は必要なので連絡をして欲しい。

トライアル雇用と試用期間対応については根本的に異なるもの。要請のあった事案については個別対応が必要なので、都度報告して欲しい。

MKタクシーが1000人の新規採用を表明し話題となっているが、タクシー業界は常に人手不足の業界である。原因は人が定着しないことにあり、その原因は労働条件の低廉化にある。更に募集内容と実労働条件の齟齬も定着率悪化に拍車を掛けている。

実労働条件が異なる際には、相当酷く異なるような状態でなければ、当局に申し立てすることはない。従って、申し立てがある場合は、相当労働条件の表示に問題があり、継続性があるものとして捉えてもらいたい。賃金については特にその傾向が強い。以上の観点から、ハローワークで求人情報を取り扱う場合に、十分な精査をして欲しい。

(全自交北海道地連 書記長 鈴木久雄)

【回答】

現在も、十分な精査を実施しているところですが、要請主旨を踏まえて引き続き取り組みを進めてまいります。

(9) 閉会挨拶 札幌地区連合林会長代行より、閉会の挨拶かなされた。

(10) 閉 会 12時00分 札幌公共職業安定所 雇用開発部長 清野泰久が閉会を宣言した。

以 上